



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

503 随意契約の相手方の決定	(広報課).....	1
504 指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課).....	2
505 吉原土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	2
506 農用地利用配分計画の認可	(経営支援課).....	3
507 道路の供用開始	(道路保全課).....	3
508 道路の位置の指定	(都市政策課).....	3
*509 使用料の収納事務の委託	(建築住宅課).....	3

○ 公安委員会告示

14 機械警備業務管理者講習の実施	4
15 警備員指導教育責任者講習の実施	5

○ 公告

軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課).....	8
〃	(〃).....	8
〃	(〃).....	8
〃	(〃).....	8

告 示

和歌山県告示第503号

平成27年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年4月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成27年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ和歌山
和歌山市栄谷151番地
- 随意契約に係る契約金額
168,972,254円(うち消費税及び地方消費税の額12,516,463円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第504号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成27年4月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
とみやま調剤薬局	有田市箕島897-7	医療機関の所在地	有田市古江見35	有田市箕島897-7	平成27.5.1

和歌山県告示第505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年4月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員（平成27年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	高垣俊和	有田郡有田川町大字吉原717番地
理事	射場和夫	有田郡有田川町大字吉原702番地
理事	谷口篤司	有田郡有田川町大字吉原1249番地
理事	楠部俊次	有田郡有田川町大字吉原1359番地
理事	高垣昌弘	有田郡有田川町大字吉原613番地
理事	河村彰久	有田郡有田川町大字吉原329番地3
理事	吉川克郎	有田郡有田川町大字吉原733番地1
理事	佐々木勝	有田郡有田川町大字吉原871番地3
監事	山田隆則	有田郡有田川町大字吉原1166番地
監事	林弘基	有田郡有田川町大字吉原1874番地

2 就任した役員（平成27年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	細平正人	有田郡有田川町大字吉原1218番地
理事	北野和男	有田郡有田川町大字吉原326番地
理事	中井伸	有田郡有田川町大字吉原883番地3
理事	高垣一成	有田郡有田川町大字吉原604番地
理事	新田修己	有田郡有田川町大字吉原1577番地
理事	寺杣茂雄	有田郡有田川町大字吉原1352番地
理事	坂上善彦	有田郡有田川町大字吉原1251番地2
理事	楠部健次	有田郡有田川町大字吉原634番地3
監事	中山博司	有田郡有田川町大字吉原753番地3

監事 白倉節夫 有田郡有田川町大字吉原225番地3

和歌山県告示第506号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年4月17日に認可した。

平成27年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第27号-1	紀の川市登尾字金岡原58外2筆
平成26年度第27号-2	紀の川市打田字小門574外2筆
平成26年度第28号	日高郡美浜町大字和田字河原瀬39-2
平成26年度第29号	西牟婁郡すさみ町周参見字上ミ坂968-2外5筆

和歌山県告示第507号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩田保呂線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町生馬字山王1403番14地先から同町生馬字山王1393番4地先まで

供用開始の期日 平成27年4月28日

和歌山県告示第508号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3300	有田郡有田川町大字野田字保寿388番1の一部、391番1の一部	有田郡有田川町大字野田380番地 清水孝夫	平成 27. 4. 17	5.00	49.72

和歌山県告示第509号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅家賃、駐車場及び特定公共賃貸住宅の使用料の収納事務を平成27年4月1日から次の者に委託した。

平成26年和歌山県告示第577号（使用料の収納事務の委託）は、平成27年3月31日限り廃止した。

平成27年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山市和歌浦東三丁目3番33号 山本眞代
和歌山市神前602番地 島田盛治
和歌山市善明寺706番地の153 折井隆一
有田郡湯浅町大字山田1392番地5 田中美奈子
御坊市藪677番地 湯川忠
西牟婁郡白浜町堅田845番地の2 古舘忠夫
新宮市井の沢7番26号 中上要

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第14号

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成27年4月28日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

1 講習の実施期間、実施場所及び定員

(1) 講習期間

平成27年7月28日(火)から同月31日(金)までの4日間

(2) 講習場所

和歌山市西汀丁34番地 和歌山市勤労者総合センター

(3) 定員

20名

2 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成27年6月16日(火)から同月18日(木)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)の間に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話:073-423-3344)に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込受付

(1)により、受講予定者となった者は、平成27年6月22日(月)から同月24日(水)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)の間に、3の提出書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること(郵送による提出は、受け付けない。)

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと(即答できない場合は、受け付けない。)

オ 事前申出後において、提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に6の問合せ先に確認しておくこと。

3 提出書類等

(1) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真1枚を貼付したもの)

(2) 手数料

38,000円 (和歌山県証紙により納付すること。)

4 講習修了証明書の交付等

(1) 講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

5 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会 (所在地 和歌山市西汀丁36番地) に委託して実施する。

6 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110 (内線3058、3059)

和歌山県公安委員会告示第15号

警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習 (以下「講習」という。) を次のとおり実施する。

平成27年4月28日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第2号の業務 (以下「2号警備業務」という。) に係る講習で、2の (1) に掲げる者を対象とするもの (以下「新規取得講習 (2号)」という。)	平成27年8月27日 (木) から同年9月4日 (金) までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 (合同実施)	30名
2号警備業務に係る講習で、2の (2) に掲げる者を対象とするもの (以下「追加取得講習 (2号)」という。)	平成27年9月1日 (火) から同月4日 (金) までの4日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習 (2号)

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号) 第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「指導教育責任者資格者証等」という。) の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 (2号)

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成27年7月14日 (火) から同月16日 (木) まで (各日とも午前10時から午後5時までの間) の間に、(3) の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課 (受講受付専用電話:073-423-3344) に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込受付

(1) により、受講予定者となった者は、平成27年7月21日 (火) から同月23日 (木) まで (各日とも午前9時から午後5時までの間) の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること (郵送による提出は、受け付けない。)。

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと (即答できない場合は、受け付けない。)。

オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習 (2号) の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真 (6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの) を貼付すること。

イ 2の (1) に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の (1) のアに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書 (以下「2号警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書 各1通

(イ) 2の (1) のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定 (2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証

明書の写し 1通

(ウ) 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習(2号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(2)のアに該当する者

2号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(3) (1)及び(2)に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のア、ウ若しくはオ又は2の(2)のア、ウ若しくはオに該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のア又は2の(2)のアに該当する者にあつては、(1)のイの(ア)又は(2)のウの(ア)に掲げる履歴書の提出を省略することができる。

5 手数料

手数料は、申込み時に和歌山県証紙により納付すること。

(1) 新規取得講習(2号) 38,000円

(2) 追加取得講習(2号) 14,000円

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110(内線3058、3059)

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成27年3月16日以降無効とする。

平成27年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
農業	和歌山県 第386号	平成24年12月20日から 平成27年12月19日まで	和歌山市福島518 前島尚信	和歌山県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成27年3月16日以降無効とする。

平成27年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
農業	和歌山県 第392号	平成25年11月4日から 平成28年11月3日まで	和歌山市狐島161 島本博	和歌山県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成27年3月17日以降無効とする。

平成27年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
農業	和歌山県 第355号	平成24年5月30日から 平成27年5月29日まで	和歌山市土入135 津田治夫	和歌山県税事務所

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成27年3月18日以降無効とする。

平成27年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
船舶	和歌山県 第1355号	平成25年5月28日から 平成28年5月27日まで	和歌山市布引455 前山徹	和歌山県税事務所